

藤枝市中心市街地活性化基本計画[第二回変更計画] 新旧対照表(下線部は変更部分)

新(変更後)					旧(変更前)				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(変更後 P59)					(変更前 P59)				
<u>藤枝駅前一丁目6街区市街地再開発事業</u> [地区面積]0.42ha [施設規模]未定 [施設内容]商業施設、住宅、公益施設等 [実施時期]H21～H26	再開発組合	JR藤枝駅前の当地区は、昭和50年代に基盤整備が完了しているが、既存市街地での区画整理であったため各敷地は小規模であり、比較的狭小な建築物が密集している。また、商業面においても衰退の傾向にある。 合理的かつ高度な土地利用により細分化された敷地を統合し、駅前に相応しい拠点施設を整備することにより、賑わいと回遊性のある商業空間の形成、街なか居住の促進、居住環境の向上を図る。	・市街地再開発事業 H21～H26		<u>駅前1丁目建物共同化事業(優良建築物等整備事業)</u> [地区面積]0.1ha [施設内容]商業施設・住宅・会議室等 [事業内容]敷地の一体利用や空地確保・バリアフリー化を図る建物の共同化支援 [実施時期]H21～	事業共同施行者(地権者)	JR藤枝駅前の当地区は、昭和50年代に基盤整備が完了しているが、既存市街地での区画整理であったため各敷地は小規模であり、比較的狭小な建築物が密集している。また、商業面においても衰退の傾向にある。 建物の共同化・高度化により優良な建築物を整備し土地利用の増進を図り、街なか居住の促進、居住環境の質の向上、訪れやすい商業空間を形成する。	・優良建築物等整備事業 H21～	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(変更後 P76)				
青木地区複合施設整備事業〔バンケット棟整備事業〕(バンケット棟整備事業・周辺地区活性化事業) [敷地面積]0.2ha [施設規模]鉄骨造3階建 [施設内容]商業店舗、レストラン、インキュベーション施設、展示ロビー、バンケットホール [活性化事業]料理・食育教室、地産地消スイーツフェスタ、サッカーのまち藤枝パブリックビューイングほか [実施時期]H21～H22	(株)小杉苑	長年地域に根差して営業している本施設をテナントミックス施設としてリニューアルし、さらに新たな集客施設と複合化を図ることにより集客性が高まり、区画整理事業が進む青木地区の中で近接する「A施設と一体的なにぎわい・交流空間が創出され、歩行者通行の増加に大きく寄与する。 「食・地産地消」をテーマにした施設や活性化事業は、健康や食の安全性への意識が高まる中、幅広い年齢層及びエリアからのリピーター創出が期待でき、中心市街地の都市機能に新たな付加価値を創出するものである。 また、インキュベーションによる人材育成・起業支援は、持続力あるまちづくり、魅力ある商業地づくりに貢献する。	・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金 H21～H22	
				

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(4)から移設				

(4) 国の支援がないその他の事業					(4) 国の支援がないその他の事業					
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
(2) へ移設					(変更前 P79) 青木地区複合施設整備事業「バンケット棟整備事業」 [敷地面積]0.2ha [施設規模]鉄骨造2階建 [施設内容]宴会場、会議室、商業店舗 [活性化事業]商店街・ファーマーズマーケット連携地産地消にぎわい創出事業(調理・食育教室、給食メニュー公募、地産地消フェスタほか) [実施時期]H21～H22	(株)小杉苑	長年地域に根差して営業している本施設をテナントミックス施設としてリニューアルし、さらに新たな集客施設と複合化を図ることにより集客性が高まり、区画整理事業が進む青木地区の中で近接するJA施設と一体的なにぎわい空間が創出され、歩行者通行の増加に大きく寄与する。 「食・地産地消」をテーマにした施設や活性化事業は、健康や食の安全性への意識が高まる中、幅広い年齢層及びエリアからのリピーター創出が期待でき、中心市街地の都市機能に新たな付加価値を創出するものである。			
(変更後 P86)					(変更前 P85) 「お店・De・セミナー」開講事業 [実施内容]商店街の「こだわりの人」を講師役に、店舗や自宅を会場に学習会・講習会を開講する。 [実施時期]H18～	駅周辺まちづくり推進委員会 藤枝商工会議所	商業空間の現場に集いの場を創造し、共に意識を高めることにより、商店街のコミュニティ機能を強化し、まちづくりの支援体制づくり、魅力的な個店の集積を図る。			
て～しゃばコンシエルジュ事業 [実施内容]商店街の「こだわりの人」を講師役に、店舗や自宅を会場に学習会・講習会を開講する。 [実施時期]H18～	(株)まちづくり藤枝	商業空間の現場に集いの場を創造し、共に意識を高めることにより、商店街のコミュニティ機能を強化し、まちづくりの支援体制づくり、魅力的な個店の集積を図り、回遊性のあるまちづくりに寄与する。								

